

大分類 H — 金融業及び保険業

總 説

この大分類は、金融業（銀行業、信託業、證券業及びその他の金融業）、保険業（保険業及び保険代理業）、並びにこれらに附帯するサービス業を含む。

政府企業である郵便貯金、簡易生命保険及び主として金融業又は保険業に從事する協同組合も本分類に含まれる。

中分類 50 — 銀行及び信託業

總 説

この中分類は、中央銀行並びに銀行業、及びこれと似た機能を営む金融機関を含む。

小分類 501 から 505 までは活動中の金融機関であり、小分類 506 は休業中、及び清算中の金融機関である。小分類 507 は政府の金融機関である。

小分類 細分類 番號 番號

501 日本銀行

5011 日本銀行

日本唯一の銀行券發行の特權を有する中央銀行であつて、又政府の國庫事務をも取扱う。本分類には日本銀行本店及びその支店を含む。

○日本銀行本店及び支店;

502 銀 行

5021 普通銀行

商業銀行の通常機能を遂行するものをいう。信託銀行も本分類に含まれる。本分類は必要があれば五桁の數字符號で大銀行、小銀行に區分する。

×信託會社

5022 債券を發行する銀行

法律の定めるところにより、債券を發行し、原則として長期金融を行うほか制限された預金業務を行うものをいう。

○日本興業銀行

503 廉 賽 銀 行

5031 廉 賽 銀 行

比較的零細な貯金の吸收を目的とする銀行をいう。本分類は必要があれば五桁の數字符號で相互貯蓄銀行と株式貯蓄銀行に區分する。

504 信託會社

5041 信託會社

金錢信託その他各種信託業務を行うものをいう。

○日本投資信託株式會社

505 外國銀行支店

5051 外國銀行支店

中分類50—銀行及び信託業

- 506 休業中又は清算中の銀行、信託會社
- 5071 休業中又は清算中の銀行、信託會社
　　銀行、信託會社で休業中又は清算中のものをいう。
○銀行、信託會社（休業中又は清算中のもの）。
- 507 政府金融機關
- 5071 大蔵省貯金部
　　官營の生命保険料及び郵便貯金、その他政府會計の預備金を受け入れて、これを運用する預金部をいう。
- 5072 郵政省貯金局及び同支局
　　郵便貯金勘定の記録募集及び維持に從事する官營の貯金局、及び同支局をいう。
○貯金局及び同支局
- 5073 復興金融金庫
　　日本經濟復興のために必要な資金であつて、しかも一般金融機關で貯うことができない資金及び各種公團の運営資金を供給するために全額政府が出資した融資機關をいう。これは預金業務を行わない。

中分類 51 — 農林水産金融業

總 説

この中分類は、協同組合組織による農林中央金庫と、その傘下にある協同組合組織の農林水産金融機関（地域的再割引及び融資機関を含む）及び、主として信用事業を営む各種協同組合をいう。小分類511から513までは活動中のものであり、小分類514は休業中、及び清算中のものである。

小分類 細分類
番號 番號

- | | |
|-----|---|
| 511 | 農林水産金融業に対する中央再割引及び融資機関（農林中央金庫） |
| | 農林水産金融業に対する中央再割引及び融資機関（農林中央金庫）

信用事業を営む農業、林業、水産業の各種協同組合及び同連合会の中央機関たる機能を遂行し、債券発行の特権を有するものをいう。
○農林中央金庫 |
| 512 | 農林水産金融業に対する地域的再割引及び融資機関 |
| | 5121 信用農業協同組合連合会

農林中央金庫と信用事業を営む農業協同組合の中間に介在し、出資者である農業協同組合の地方的親銀行の機能を遂行するものをいう。
5122 信用漁業協同組合連合会及び信用水産加工業協同組合連合会

農林中央金庫と、信用事業を営む漁業協同組合及び水産加工業協同組合の中間に介在し、出資者である漁業協同組合及び水産加工業協同組合の地方的親銀行の機能を遂行するものをいう。
○漁業協同組合連合会（信用事業を営むもの）；水産加工業協同組合連合会（信用事業を営むもの）。 |
| | 5129 他に分類されない農林水産金融業に対する地域的再割引及び融資機関
○森林組合連合会（主として信用事業を営むもの）。 |
| 513 | 農林水産業に対する地域的金融機関 |
| | 5131 主として信用事業を営む農業協同組合

組合員である農業者に對し、金融の便益を供することを專業又は主な業務とする組合をいう。必要があれば五桁の數字符號を用い、信用農業協同組合及び主として信用事業に從事する農業協同組合に分ける。
○信用農業協同組合；農業協同組合（信用事業を主とするもの） |
| | 5132 主として信用事業を営む漁業協同組合及び水産加工業協同組合 |

中分類51—農林水産金融業

組合員たる漁業者、又は水産加工業者に對し、金融の便益を供することを専業
又は主たる業務とする組合をいう。

○漁業協同組合（主として信用事業を營むもの）；水産加工業協同組合（主として
信用事業を營むもの）

5139 他に分類されない農林水産業に對する地域的金融機關

○森林組合（主として信用事業を營むもの）

514 休業中又は清算中の農林水産業に對する金融機關

5141 休業中又は清算中の農林水産業に對する金融機關

主として信用事業を營む休業中、又は清算中の農林水産業に對する金融機關を
いう。

○農林水産業に對する金融機關（休業中、又は清算中のもの）

中分類 52 — 中小商工金融業及び庶民金融業

總 説

この中分類は、比較的小規模の商工業等の企業經營のため及び一般庶民の生活のための金融的便益を供する各種金融機關をいう。中小商工金融を同一の中分類に含ませたのは、この種の金融は事實上同一金融機關により併せ營まれている場合が多いからである。小分類 521 乃至 523 は活動中のものであり、小分類 524 は休業中又は清算中のものである。

小分類 細分類 番 號 番 號

- 521 中小商工金融業及び庶民金融業に對する再割引及び融資機關（商工組合 中央金庫）
5211 中小商工金融業及び庶民金融業に對する再割引及び融資機關（商工組合 中央金庫）

出資組合から預金を受けている外、債券發行の特權を有し、主として所屬組合に對し無擔保で資金を融通するものをいう。

○商工組合中央金庫

- 522 國民金融公庫

- 5221 國民金融公庫

政府出資をもつて直接中小商工金融及び庶民金融業を營むものをいう。

- 523 中小商工業及び一般庶民に對する地域的金融機關

- 5231 信用組合又は信用協同組合

原則として組合員から預金を受け入れ、中小企業資金並びに一般庶民の生活資金を融通することを専業、又は主な業務とする組合をいう。

○市街地信用組合；産業組合（主として信用事業を營むもので昭和23年10月1日から昭和24年内に市街地信用組合又は24年7月1日より8箇月以内に信用協同組合に組織を變更しなければならない）。

- 5232 金錢無盡會社

無盡の方法により金錢の給付を行う外、通常の預金、貸付業務を營むものをいう。

○無盡會社

- 5233 物品無盡會社

無盡の方法により物品の給付をなすものをいう。

中分類52—中小商工金融業及び庶民金融業

○住宅無盡會社；建物無盡會社

5234 質屋

地方公共團體；又は公益法人により營まれる公益質屋と私營質屋とをいう。いずれも物品を質にとつて一般庶民の生活資金を融通する。

○公益質屋；質店

5235 貸金業

主として無擔保、高金利で生業資金及び生活資金を供給する會社、又は個人（通常高利貸と呼ばれる）をいう。

○高利貸業；金融商會（貸金業のもの）；殖產會社（貸金業のもの）

5239 他に分類されない中小商工金融業及び庶民金融業

他に分類されない主として中小商工業、又は一般庶民の金融に從事する事業所をいう。

官公廳並びに一般會社、團體等の從業員の間に作られている金融事業を主とする共濟組合等で、相互扶助的に金融を行うものを含む。必要があれば五桁の數字符號を用い、講會、共濟組合に區分する。

○類母子講（有志が集つて相互扶助的に庶民金融を行うもの）；講會（有志が集つて相互扶助的に庶民金融を行うもの）；會（有志が集まつて相互扶助的に庶民金融を行うもの）

524 休業中又は清算中の中小商工業に對する金融業及び庶民金融業

5241 休業中又は清算中の中小商工業に對する金融業及び庶民金融業

休業中又は清算中の中小商工金融業及び一般庶民の金融機關をいう。

○質屋（休業中又は清算中のもの）；講（休業中又は清算中のもの）

中分類 53 — 補助的金融業及び金融附帶業

總 説

本中分類は所謂金融業務を営むものではないがこれと密接に関連する補助的、附隨業務を営む機関を含む。

小分類 細分類 番號 番號

531 補助的金融業及び金融附帶業

5311 短資業（證券業を除く）

金融機関相互間に介在し、自己の危険において又は仲介的に、短期大口の資金需要を媒介する機能を営むことを主な業務とするものをいう。

○短資會社；ビルブローカー（主として短期大口の資金需要を媒介するもの）

5312 兩 替 業

停車場、競馬場等において、一定の手數料をとつて顧客の便益のために、高額面通貨と小額面通貨とを両替する機能を営むものをいう。

○兩替屋；外國貨幣兩替業

5313 手 形 交 換 所

全國主要都市に存在し、加盟金融機関相互間の小切手、手形の交換決済の機能を営む非營利的機関をいう。

5319 他に分類されない補助的金融業及び金融附帶業

他に分類されない補助的金融業及び金融附帶業をいう。

「銀行協會」は大分類K—サービス業に、「信用保證協會」は中分類55—保險業に分類される。

中分類 54 — 證券業及び商品取引業

總 説

この中分類は、證券業、證品取引業、證券取引所、相場案内業及びその他これらと類似した業務を営むものをいう。

小分類 細分類 番 號 番 號

541 證 券 業

5411 證券取引所会員の證券業

證券取引委員會に登録した證券業者で證券取引所の會員であるものをいう。本分類には證券取引所會員である才取會員（仲立會員）を含み、必要があれば五桁の數字符號を用いて本店と支店、その他の事業所の三つに區分する。

○證券業（證券取引所會員のもの）；株屋（證券取引所會員のもの）；債券資質業（證券取引所會員のもの）；才取業（證券取引所會員のもの）；仲立業（證券取引所會員のもの）

5412 證券取引所會員でない證券業

證券取引所の會員でなく證券取引委員會に登録した證券業者をいう。必要があれば五桁の數字符號を用いて本店、支店その他の事業所の三つに區分する。

○證券業（證券取引所會員でないもの）；株屋（證券取引所會員でないもの）；債券資質業（證券取引所の會員でないもの）。

5413 證券業者の代理店

證券業者の業務の代理をなすものをいう。

○證券業代理店

542 商 品 取 引 業

5421 商品取引所會員の商品取引業

政府の免許を受けた商品取引所の會員又はその取引員の商品取引業をいう。

543 取引所及び取引清算所

會員のために場所及び設備を提供し、證券若しくは商品の質買、受渡、又は精算を行う事業所をいう。

5431 證券取引所

證券取引委員會に登録した證券取引所をいう。

5432 商品取引所

中分類54-證券業及び商品取引業

政府の免許をうけた商品取引所をいう。

5433 證券取引所清算所

證券取引の會員間の取引を決済するために、主として證券の受渡し又は清算を行ふ機關をいう。

5434 商品取引清算所

商品取引所の會員 又は取引員間の取引を決済するために、主として商品の受渡、又は、清算を行う事業所をいう。

5439 他に分類されない取引所及び取引清算所

544 相場案内業

5441 相場案内業

電信、相場表示機又は印刷物によつて取引所における證券、又は商品の取引量及び價格に関する情報を提供することを業務をするものをいう。この細分類には、取引所において取引された證券、及び商品の附け値を時々刻々に通報するサービス業を含む。

中分類55—保 險 業

中分類 55 — 保 險 業

この中分類には、あらゆる形態の生命、火災海上その他の保険業を営むものをいう。

小分類 細分類
番 號 番 號

- 551 生命保険業
- 5511 生命保険株式会社
　　保険業法による株式組織の生命保険会社をいう。株主は利益配當を受ける。現在該當するものがない。
- 5512 生命保険相互会社
　　保険契約者が最後的支配権を持つ保険業法による生命保険相互会社をいう。
- 5513 混合（株式組織と相互組織との）生命保険会社
　　生命保険株式会社で保険契約者が株主とともに配當を受けるものをいう。
- 5514 生命保険協同組合
　　組合員に對して保険契約を行う協同組合をいう。
- 5515 生命再保険会社
　　保険会社で主として他の保険会社の引受けた生命保険を再保険する業務を営むものをいう。
- 5516 簡易保険局及び同支局
　　生命保険事業に從事する政府機關で、民間会社に於て扱いえない比較的零細な金額を扱う事業所をいう。
○簡易保険局；簡易保険局支局
- 5519 他に分類されない生命保険業
　　他に分類されない生命保険業をいう。外國生命保険会社支店を含む。
○外國生命保険会社支店
- 552 火災海上保険業
- 5521 火災海上保険株式会社
　　保険業法による株式組織の火災海上保険会社をいう。株主は利益配當を受ける。
- 5522 火災海上保険相互会社
　　保険契約者が最後的支配権を持つ保険業法による火災海上保険会社をいう。
- 5523 火災海上保険協同組合
　　組合員に對して保険契約を行う協同組合をいう。

中分類55—保 險 業

- 5524 火災海上再保險會社
 保險會社で、主として他の保險會社の引受けた火災海上保險を再保險する業務を營むものをいう。
- 5529 他に分類されない火災海上保險業
 他に分類されない火災海上保險業をいう。外國火災海上保險會社支店を含む。
 ○外國火災海上保險會社支店；船舶保險組合
- 553 金融保險業
- 5531 頂金保險會社
 金融機關の頂金の保險又は保證を行う會社をいう。
- 5532 信用保證協會
 金融債務の保證を行う協會をいう。
- 559 他に分類されない保險業
- 5599 他に分類されない保險業
 傷害、盜難、運送保險等を主とする事業所をいう。
 ○盜難保險業；運送保險業；傷害保險業

中分類56—保険媒介代理業及び保険サービス業

中分類 56 — 保険媒介代理業及び保険サービス業

總 説

この中分類は、保険代理業並びに保険会社及び保険契約者に対する保険サービス業を営むものないう。

小分類 細分類
番號 番號

561 保険媒介代理業

5611 生命保険媒介業

保険業者のために生命保険契約を募集し保険料を集金することに従事するものをいう。

5612 火災海上保険代理業

保険業者、又は保険契約者のために、火災海上保険契約の締結、保険料の収納に従事する代理店をいう。

5619 他に分類されない保険媒介代理業

562 保険サービス業

5621 損害保険料率算出團體

生命保険以外の各種保険の危険を調査し、保険料率の算出に従事する團體をいう。

5622 損害査定業

保険業者から独立した經營による損害査定業をいう。

5629 他に分類されない保険サービス業